



保育所等に勤務する方の

保育士資格取得支援事業

事業内容

保育所等に対して、雇用している保育士資格を有していない方が、保育士資格を取得するための受講料等を補助します。

対象となる施設

市内の保育所、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院、児童養護施設（公立を除く）

対象となる方の要件

- ❖ 対象となる施設に勤務していること
- ❖ 令和6年4月1日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後卒業により保育士資格を取得すること、または受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること
- ❖ 保育士登録をされた日を起算として、対象施設において、保育士として勤務を開始し、1年間以上勤務すること
 - ★特例制度対象者 幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園教諭として3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

補助基準額

❖ 養成施設の受講料

受講に要した経費の1/2が補助対象

上限額・養成施設を卒業することにより取得：30万円

・特例制度を利用することにより取得：10万円または20万円

- ❖ 実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。
実施予定の方には、必要書類をお渡しします。詳細については、指導監査課までお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課 指導第2係
TEL(092)711-4262



令和7年2月作成